

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年5月29日 |
| 【事業年度】 | 第6期(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
| 【会社名】 | 株式会社トライステージ |
| 【英訳名】 | Tri-Stage Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役CEO 妹尾 獻 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝公園二丁目4番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5402-4111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理部長 野口 卓 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝公園二丁目4番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5402-4111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理部長 野口 卓 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|----------------------------|------------|------------|------------|-------------|--------------|
| 決算年月 | 平成20年2月 | 平成21年2月 | 平成22年2月 | 平成23年2月 | 平成24年2月 |
| 売上高 (千円) | 19,987,633 | 25,221,340 | 34,253,370 | 37,572,063 | 34,813,650 |
| 経常利益 (千円) | 1,039,058 | 2,011,353 | 3,622,279 | 3,237,135 | 1,988,691 |
| 当期純利益 (千円) | 584,452 | 1,150,979 | 2,110,087 | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 75,318 | 627,318 | 630,642 | 633,702 | 635,638 |
| 発行済株式総数 (株) | 2,189,300 | 2,489,300 | 7,497,600 | 7,525,500 | 7,543,800 |
| 純資産額 (千円) | 1,110,538 | 3,365,441 | 5,482,178 | 7,396,956 | 8,250,182 |
| 総資産額 (千円) | 3,740,171 | 6,457,579 | 9,616,483 | 10,988,043 | 11,267,258 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 507.26 | 1,351.98 | 731.20 | 982.94 | 1,115.85 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | - (-) | - (-) | - (-) | 20 (-) | 20 (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 266.96 | 487.82 | 282.04 | 254.10 | 153.27 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | - | 477.92 | 276.14 | 250.43 | 151.70 |
| 自己資本比率 (%) | 29.7 | 52.1 | 57.0 | 67.3 | 73.2 |
| 自己資本利益率 (%) | 71.4 | 51.4 | 47.7 | 29.6 | 14.7 |
| 株価収益率 (倍) | - | 6.8 | 9.8 | 4.8 | 6.1 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | 7.9 | 13.0 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 334,322 | 1,378,631 | 2,499,504 | 1,295,952 | 980,904 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 39,342 | 43,322 | 2,106,881 | 3,481,471 | 768,969 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 603,922 | 6,649 | 5,969 | 294,021 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 952,085 | 2,891,318 | 3,290,590 | 1,111,041 | 1,028,955 |
| 従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数) | 35 (5) | 47 (7) | 62 (10) | 93 (-) | 108 (-) |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第2期、第3期、第4期、第5期及び第6期は関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、第2期は当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 第2期以降の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
7. 配当性向については、第2期、第3期及び第4期は配当を行っておりませんので記載しておりません。
8. 当社は、平成20年2月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2 【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成18年 3月 | 東京都港区に、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業に対して、テレビやインターネット等のメディアを使用した商品・サービスの販売や集客のサポートと、顧客管理に至るまでのプロセスの各種ソリューションを提供することを事業目的とした、株式会社トライステージ（資本金10,000千円）を設立 |
| 平成20年 8月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |

3 【事業の内容】

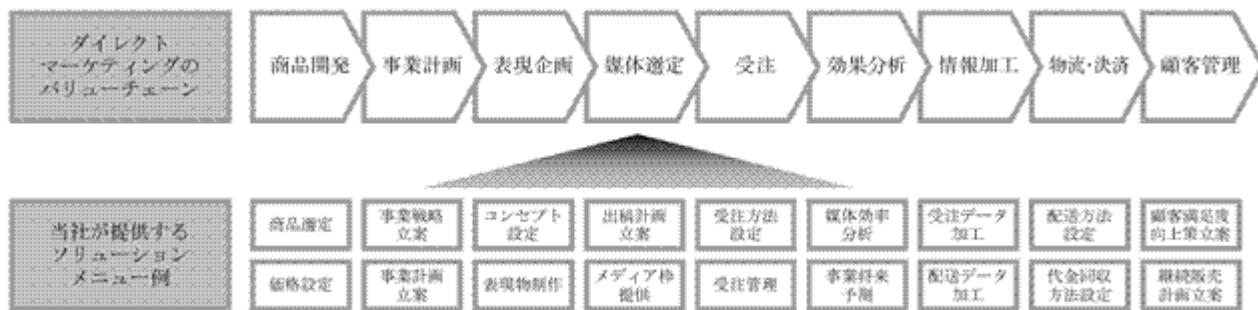
当社は、主にダイレクトレスポンス手法（注1）により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング（注2）実施企業に対して、テレビ番組放送枠をはじめとする各種メディア枠（注3）の提供に加え、当該実施企業の要望に応じて商品開発、テレビ番組制作をはじめとする各種表現企画・制作、受注・物流等におけるノウハウの提供等の各種ソリューションを提供する、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

商品は、商品内容、価格等の情報が消費者に正しく伝わり、かつ購入方法や購入後のサポート等も含めた消費者にとって有益なサービスが付加されてはじめて消費者に選択されます。ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち「商品開発」、「事業計画」、「表現企画」、「媒体選定」、「受注」、「効果分析」、「情報加工」、「物流・決済」、「顧客管理」の各局面を充実させる必要があります。しかしながら、ダイレクトマーケティング事業に新たに参入した企業には、バリューチェーンの各局面における業務ノウハウ及びリソースが不十分な場合が少なくありません。そして、そのような企業は自社のニーズに適合したソリューションを組み合わせて提供してくれる企業を求めております。

当社は、「顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れる」という目的を達成するために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面においてソリューションメニューを有しております。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを『トータルソリューションサービス』と称し、当社の事業の大きな特長としており、「媒体選定」における各種メディア枠提供を中心に、顧客企業の要望に応じて『トータルソリューションサービス』の全部又は一部を提供しております。

以上述べた『トータルソリューションサービス』を、概念図で示すと以下のとおりになります。

<トータルソリューションサービス概念図>



当社は、メディア枠の提供、表現企画・制作等のほかに、『トータルソリューションサービス』における「受注管理」の一環として、受注方法のコンサルティングやコールセンターのオペレーション管理を行うコールセンターオペレーションの実施、「商品選定」の一環として、顧客企業が販売する商品を商品メーカーあるいは商品ベンダーより仕入れ、顧客企業あるいは商品卸業者に販売する商品BtoB取引の実施等、幅広いソリューションメニューを有しております。

当社は、この『トータルソリューションサービス』により、顧客企業から選ばれ、長期的かつ強固な信頼関係の下に共に成長する仕組みを構築し、さらに、各局面における効果分析の実施、効果分析の結果を踏まえたソリューションの改善という、Plan-Do-Check-ActのPDCAサイクルを実践しております。

また、商品を見極めるための徹底した事前のリサーチ、「売れる放送枠」、「売れるコンテンツ」を定量的に評価するシステム、受注効果測定システムの導入等の体制構築により、事業活動を数値化したうえでPDCAサイクルを実践し、商品を売るためのノウハウの更なる蓄積を実現することによって、顧客企業に対し、より効果的なソリューションを提供しております。

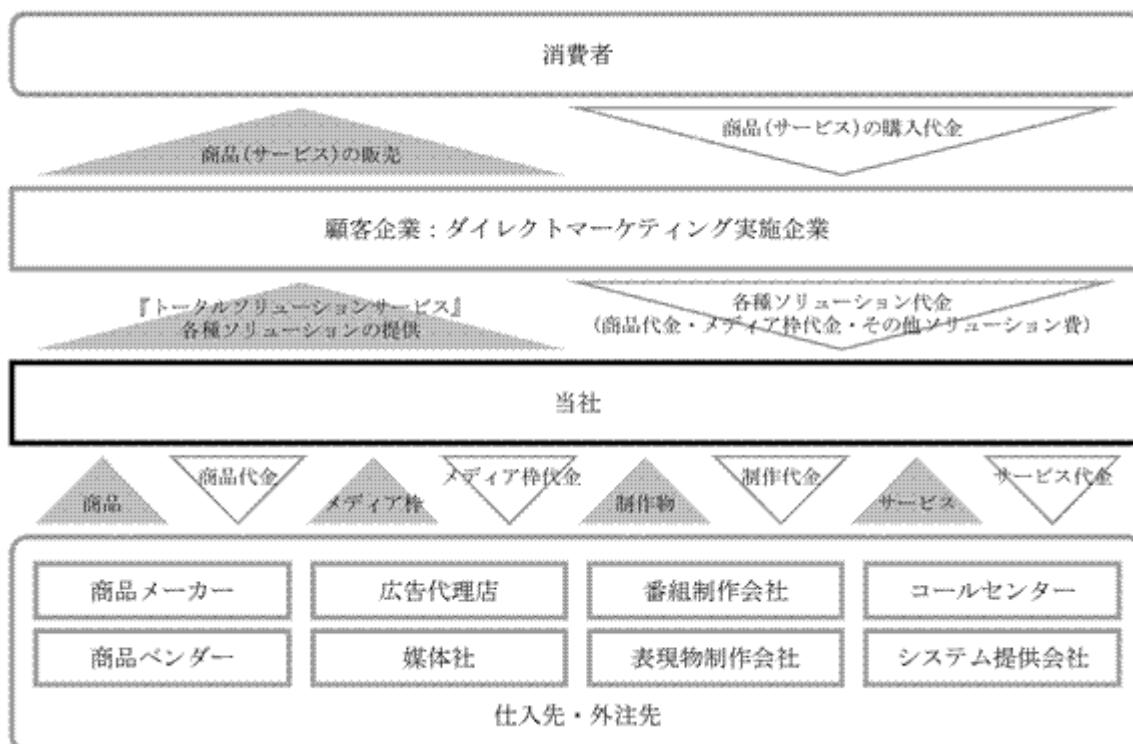
また当社は、テレビ通販市場への新規参入を志しながら、初期準備費用やインフラ整備等の事由により市場参入に踏み出せない企業の中から、優れた商品や高い企画力を有し、テレビ通販市場において成長が期待できる企業あるいは成長が期待できる商品を選別し、当該企業あるいは当該商品におけるダイレクトマーケティング事業が成長するまでの一定期間において、メディア枠の販売又は表現物の制作におけるコスト面の協力や当社の各種ソリューションの提供により、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業の成長を支援し、その成長に伴い当社の売上及び利益を拡大させる、独自の成長支援型の新規顧客獲得戦略を採用しております。

この成長支援型の新規顧客獲得戦略により、新規顧客企業との良好な取引関係の構築を促進するとともに、当社の売上及び利益の拡大に取り組んでおります。

- (注1) ダイレクトレスポンス手法：例えばテレビショッピングやインターネットショッピング等、メディアに電話番号やURLを明示し、消費者より直接明示先に連絡を受けることにより、商品あるいはサービスを即時的に受注・販売することができる販売手法。
- (注2) ダイレクトマーケティング：(注1)に定義するダイレクトレスポンス手法に加え、電話によるテレマーケティング、e-メールによるメールマガジンの送付等、消費者に商品あるいはサービスを発注・購入してもらうための直接型・対話型のコミュニケーション手法。
- (注3) メディア枠：当社が仕入れ、顧客企業に販売する、テレビ、ラジオにおける番組放送枠やCM放送枠、新聞、雑誌、インターネット、モバイル等における広告掲載枠の総称。

以上述べた当社事業の概要を事業系統図で示すと以下のとおりになります。

<当社の事業系統図>



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年2月29日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(才) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 108 | 32.4 | 2.8 | 6,595 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員が当事業年度において15名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災により打撃を受けるとともに、欧州の政府危機が、金融システムに対する懸念につながっていることや金融資本市場に影響を及ぼしていること等による海外景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが払拭できず、依然として厳しい状況にあるものの、サプライチェーンの立て直しや各種政策効果などを背景に、日経平均株価の上昇等、景気の持ち直しの動きが明らかとなりました。

一方、当社の顧客企業の属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着とともに依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、その伸長率は鈍化傾向となっております。

このような市場環境の下、当社においては、前事業年度に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりましたが、期初に発生した東日本大震災の影響もあり、不安定な市場環境が続いたこと、また、特に下半期において、媒体選定の局面において、テレビCM市場の活況に伴い、テレビCM枠や一部テレビ番組枠価格が当社の想定を上回ったことにより、見込み通りの仕入れが果たせなかつたこと、さらには、商品開発の局面において、的確な支援が果たせなかつたこと等の理由により、当社の売上高及び収益性が低下しました。

この結果、当事業年度の売上高は34,813,650千円（前期比7.3%減）、売上総利益は3,447,048千円（前期比23.8%減）となりました。また、販売費及び一般管理費は1,467,784千円（前期比12.7%増）となり、その結果、営業利益は1,979,264千円（前期比38.6%減）、経常利益は1,988,691千円（前期比38.6%減）、当期純利益は1,147,712千円（前期比39.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は前事業年度末から82,086千円減少し1,028,955千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動によって得られた資金は980,904千円（前事業年度は1,295,952千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益1,962,762千円を計上したことに加え、月次売上の減少により売掛債権が511,876千円減少したこと等の一方で、仕入債務が335,458千円減少すると共に、法人税等の支払いが1,190,752千円発生したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、投資活動に使用した資金は768,969千円（前事業年度は3,481,471千円の使用）となりました。これは定期預金の預入による支出及びソフトウェアの取得による支出等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動に使用した資金は294,021千円（前事業年度は5,969千円の獲得）となりました。これは自己株式の取得による支出及び配当金の支払等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当事業年度における仕入及び販売の状況は次のとおりであります。

なお、当社はダイレクトマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別の名称 | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | 前年同期比(%) |
|----------------------|----------------------------------------|----------|
| ダイレクトマーケティング支援事業(千円) | 31,366,766 | 5.1 |
| 合計(千円) | 31,366,766 | 5.1 |

(注) 1. 金額は仕入価格によってあります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別の名称 | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | 前年同期比(%) |
|----------------------|----------------------------------------|----------|
| ダイレクトマーケティング支援事業(千円) | 34,813,650 | 7.3 |
| 合計(千円) | 34,813,650 | 7.3 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

| 相手先 | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | |
|-------------------|----------------------------------------|-------|----------------------------------------|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| キューサイ株式会社 | 6,068,691 | 16.2 | 6,658,036 | 19.1 |
| 株式会社テレビショッピング研究所 | 5,360,928 | 14.3 | 4,906,009 | 14.1 |
| ガシー・レンカー・ジャパン株式会社 | 3,815,369 | 10.2 | - | - |

(注) ガシー・レンカー・ジャパン株式会社は、当事業年度において、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、その伸長率は鈍化傾向となっております。特に、テレビ通販市場は、今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。

このような環境下、当社は次期において、既存の強みであるテレビメディアを中心としたダイレクトマーケティング支援サービスを強化するとともに、新たなビジネスを構築することにより、将来における売上および利益の拡大の基礎づくりを目指してまいります。

加えて、上記を推し進めるために必要な体制づくりと人材づくりに注力してまいります。

(1) 新業種・新領域顧客企業の発掘と育成

当社の得意分野であるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援サービスにおいて、従来のテレビを使用したダイレクトマーケティング実施企業における主要な業種・領域とは異なる、新たな業種・領域の顧客企業の発掘及び育成を積極的に実施することにより、さらなる事業拡大を目指してまいります。

(2) WEBビジネスの推進

メディア環境の急速な発達及び多様化に伴い、PC、スマートフォン等のモバイル端末、タブレット端末等の各種WEBメディアを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げてあります。

このような状況を鑑み、当社はWEBマーケットへの進出を中期的な成長戦略として位置付け、各種WEBメディアにおける当社独自のビジネスモデルの創出及び育成等を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(3) CRMビジネスの推進

わが国のダイレクトマーケティング市場の伸長率が鈍化傾向となる中、ダイレクトマーケティング実施企業にとって、獲得後の顧客と良好な関係性を構築し、維持・継続し、新たな需要を創造する顧客管理の重要性が、今後ますます高くなることが見込まれます。

このような状況を鑑み、当社はCRM（顧客管理）ビジネスの育成を中期的な成長戦略として位置付け、顧客企業のCRMビジネス拡大展開の際の支援サービス、及び、当社独自のビジネスモデルの創出及び育成等を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(4)国際ビジネスの推進

わが国のダイレクトマーケティング市場の伸長率は鈍化傾向となっている一方、アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されています。

このような状況を鑑み、当社は海外マーケットへの進出を中期的な成長戦略として位置付け、顧客企業または当社サポート商品の海外マーケット進出の際の支援サービス、及び、当社のスキルとノウハウを駆使したトータルソリューションサービスの海外現地での展開等を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

(5)体制づくりと人材づくり

上述した各事業戦略を推し進めるために必要な体制づくりとして、経営体制及び組織力の強化と資本注入を含む外部との連携の強化等を積極的に実施することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりの確実な遂行を図ってまいります。

また、当社が実施するトータルソリューションサービスは、経験に裏打ちされたスキルとノウハウに頼る部分が大きいため、最大の経営資源は人材であり、上述した各事業戦略を推し進めるために必要な人材づくりとして、人員の増強と従業員の能力向上のための人材教育及びノウハウの共有化による人材育成等を積極的に推進することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりの確実な遂行を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に關してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の觀点から以下に開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではあります。が、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで、行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に關するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、記載された将来に關する事項は、提出日現在入手可能な情報に基づき当社が判断したものであります。

(1) 事業内容に關するリスク

国内の景気動向の影響について

当社が提供する各種サービスは、景気動向の影響を受けやすい広告宣伝支出とは異なり、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業の商品販売において、販売に直接関連するため必須の支出である場合が多く、相対的に景気動向の影響を受けづらい傾向にあります。

しかしながら、国内における景気動向の変化に伴い、いわゆる買い控え等消費動向に急激な変化が生じ、当社顧客企業の業績が急速に悪化する可能性は否定できず、かかる場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ダイレクトマーケティング市場の成長性について

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達及び多様化も相まって、近年成長を続けております。

しかしながら、国内における景気動向、消費動向等の経済情勢の変化等により、その成長が止まる可能性は否定できず、かかる場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

メディア環境の変化について

当社は、ダイレクトマーケティングにて使用されるメディア枠として、テレビ番組放送枠あるいはテレビCM枠が、今後も重用されることを想定し、引き続きテレビを使用したソリューションの提供を拡大してまいります。

しかしながら、メディア環境や消費動向が変化し、インターネット、モバイル等テレビ以外のメディアを使用したダイレクトマーケティングが当社の想定以上に成長する等の事由により、顧客企業のテレビ番組放送枠やテレビCM放送枠等に対する需要が低下する可能性は否定できず、かかる場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

メディア枠の安定確保について

当社の主要な収益要素であるメディア枠の販売において、テレビ番組放送枠の販売が大きなウェートを占めておりますが、当社では、テレビ番組放送枠の確保・販売に加え、テレビCM、ラジオ、インターネット、モバイル、新聞、雑誌、折込チラシ等のSPメディア、店頭等、多様なメディアの確保・販売を積極的に展開しております。

しかしながら、今後、大手新規参入企業や大手広告代理店業者等が巨大な資本力を活かしてテレビ番組放送枠等の高値による買占めを行った場合、テレビ局がダイレクトマーケティング事業者に供給するテレビ番組放送枠等の供給量を減枠した場合、地震や台風等の自然災害等の不測の緊急事態が発生し、メディアの放送規制が発生した場合など、当社の計画通りにテレビ番組放送枠等を確保・販売できなくなる可能性は否定できず、かかる事態となつた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

テレビ番組放送枠の一括先行仕入について

当社の主要な収益要素であるメディア枠提供のうち、最も大きなウェートを占めるテレビ番組放送枠の仕入において、当社では、当社顧客企業からのオーダーに応じて購入する受注発注型仕入に加え、当社の判断にて先行的にオーダーし購入する先行仕入を実践しております。

また当社では、先行仕入を行う際、複数の番組枠を一括して購入する一括仕入や事前に定めた期間にて継続的に購入する期間継続仕入を実践しており、安価かつ大量のテレビ番組放送枠仕入を実現するとともに、仕入先である媒体社や広告代理店との信頼関係の構築と取引関係の安定化を実現しております。

当社では、予め顧客企業のニーズを集約した販売計画を立案したうえで仕入計画を立案し、一括仕入や期間継続仕入を実践しているため、仕入れた全ての番組枠を顧客企業に対し販売しておりますが、顧客企業の急激な販売不振や視聴者のテレビ視聴動向の急激な変化等、当社が想定していない事態が発生し、予め立案した販売計画の大幅な変更を余儀なくされた場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

成長支援型新規顧客獲得戦略について

商品やサービスを販売する企業がテレビ番組通販市場に新規参入するには、初期準備費用に充当可能な資金やインフラ整備等が必要とされるため、その参入が困難な場合があります。

当社は、そのような新規参入希望企業の中から、優れた商品や高い企画力を有し成長が期待できる企業、あるいは成長が期待できる商品を選別し、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの一定期間において、メディア枠の販売又は表現物の制作におけるコスト面の協力や、当社の各種ソリューションの提供により当該企業又は商品の成長を支援する、独自の新規顧客獲得戦略を採用するとともに、当該ダイレクトマーケティング事業の成長に伴い当社の売上及び利益の拡大を実現しております。

成長支援の遂行に際しては、当社にて成長支援計画を立案の上、当社の各種ソリューションサービスの継続的な提供を行っておりますが、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの間ににおいて、当該企業への各種ソリューションの提供にて発生するコストの一部を、負担額に限度を設けた上で当社が負担する場合があります。

当社では、支援した顧客企業あるいは商品が計画通りに成長しない可能性も考慮にいれて計画を立案しておりますが、当該顧客企業あるいは商品が当社の想定以上に成長しない可能性は否定できず、かかる場合において当社が一時的かつ限定的に負担した各種ソリューションサービスに係るコストを回収できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

主要顧客企業への依存について

当社の全売上高に占める割合が10.0%以上となる主要顧客企業の数及び売上高の割合の合計は、平成23年2月期において3社にて40.6%、平成24年2月期において2社にて33.2%となっております。当社は、今後において、当該顧客企業との取引額に関しても継続的に拡大を目指しつつ、新規顧客企業等、当該顧客企業以外との取引額の拡大を推進し、特定顧客企業への依存の低減に努めてまいりますが、当該顧客企業の業績不振やメディア出稿の停止等何らかの急激な変化等の事情により、当該顧客企業との取引額が大幅に減少した場合、もしくは当該顧客企業との取引の継続が困難な事態に陥った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定仕入先への依存について

当社は、株式会社大広より、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等を仕入れております。当社の全仕入高に占める株式会社大広からの仕入高の割合は、平成23年2月期において51.6%、平成24年2月期において48.8%と低下しているものの、その依存度はなお高いものとなっております。

株式会社大広は当社の代表取締役2名、取締役1名が以前に従事していた会社であり、当社設立以来良好な取引関係を継続しており、安定度の高い仕入先として認識しておりますが、株式会社大広の何らかの急激な変化等の事情により、同社との取引契約期間の満了後、適切な条件で再合意に至らなかった場合、解除条項に抵触し契約が終了した場合、その他同社との取引の継続が困難な事態に陥った場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

外注先の確保について

当社は、テレビ番組制作をはじめとする各種表現物の企画・制作及びコールセンター業務の提供等において、企画立案は自社内にて行うものの、実作業の多くは各分野における専門会社及び専門スタッフに外注しております。

これまで当社は、十分なスキルとノウハウを有し、かつ当社又は顧客企業のニーズに応える品質を維持できる外注先を安定確保できており、また、当該外注先と良好なパートナーシップ関係を構築しております。

しかしながら、外注先の何らかの事情により、当社との取引が継続できなくなった場合、もしくは当社又は顧客企業が要求する品質の維持ができなくなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

商品在庫について

当社は、商品を商品メーカーあるいは商品ベンダーより仕入れ、顧客企業あるいは商品卸業者に販売する商品BtoB取引を行っており、当該商品の仕入に際し、若干の在庫を有しております。
何らかの事情により、仕入商品を予定通りに販売できず、過剰な商品在庫が発生し、適切な在庫管理体制を整備できなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合会社の参入について

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、近年拡大を続けているため、当社のビジネスモデルと同様のビジネスモデルを掲げる新たな当社の競合企業が誕生し、今後も増加する可能性があります。
当社は、事業特長である『トータルソリューションサービス』を展開し、かつ独自の新規顧客獲得戦略を採用することにより、他社との差別化を図り、継続的な事業成長に努めておりますが、そのような競合企業の参入により、当社の優位性が失われ、計画通りの仕入が実施できない可能性、あるいはそのような競合企業と当社の主要顧客企業との間で取引が開始され、当社と当該顧客企業との取引が縮小される可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は、今後も持続的な成長を実現するために、ダイレクトマーケティングに関する新たな事業に、積極的に取り組んでいく方針であります。また、そのために他社との提携やM&A 等も含めて検討を行ってまいります。
しかしながら、新規事業を遂行していく過程において、事業環境の急激な変化や、事後的に表面化する提携やM&A の相手先企業との不調和等の予測困難なリスクが発生する可能性は否定できず、かかる場合において当初の事業計画を達成できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に関するリスク

当社が取り扱うメディア枠は、各種メディアにおける規制・基準・方針等の影響を受けます。例えば、テレビ番組放送枠やテレビCM枠 については、「放送法」等の関係法令の法的規制、総務省等の監督官庁又は社団法人日本民間放送連盟等の業界団体が定める規制・基準・方針等の影響を受けます。さらに、メディアにおける表現方法等については、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。また、当社の外注等の商行為は、「下請代金支払遅延等防止法」等の法的規制の影響を受けます。

これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社が適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の顧客企業の商行為は、「不当景品類及び不当表示防止法（いわゆる景品表示法）」、「薬事法」、「健康増進法」等、主にダイレクトマーケティング事業に関わる法的規制、また、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。

これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社の顧客企業が適切に対応し得ず、かつ当社が当該顧客企業に対し適切な対応を怠った場合には、顧客企業の業績が悪化する可能性があり、かかる事態となった場合には、間接的に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

特定人物への依存について

当社創業者である代表取締役CEO 妹尾勲及び代表取締役COO 丸田昭雄の2名は、当社設立以前よりダイレクトマーケティング事業に関わり、豊富な経験及び当社が有する各種ソリューションメニューに関する高いスキルとノウハウを有するとともに、当社の主要な顧客企業及び仕入先とのリレーションにおいても、大きな役割を担っておりますが、当社では、組織の体系化やミドルマネジメント層をはじめとする人材育成の強化等を推し進め、既に当人に過度に依存しない体制を構築しております。

しかしながら、当該2名のうちいずれかの者が、何らかの理由により当社の業務を継続することが困難になった場合において、業務遂行に支障をきたす可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保と定着について

当社は、平成24年2月29日現在、役員7名、従業員108名で事業を展開しております、また、内部管理体制も規模に応じた形で運用しております。

当社は、業務の拡大に伴って、恒常的な人材募集広告や人材紹介サービスの活用により、必要な人材の確保に努めています。また、より優秀な人材を確保し、かつ必要な人材の流出を最小限に抑えるため、従業員の能力向上のための人材教育プログラムの導入による人材育成の強化に努めるとともに、ストックオプション制度等のインセンティブ制度を導入しております。また、人員の増強に併せ、より一層の内部管理体制の充実を図る方針であります。

しかしながら、必要とする人材を当社の計画通りに確保できなかった場合、適時適切に人員規模に応じた内部管理体制を運用できなかった場合、また、必要な人材の流出が発生した場合、事業拡大に制約を受ける可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

個人情報等の漏洩の可能性について

当社では、顧客企業の個人情報を取り扱うことがあります。当該個人情報の管理については、退職者も含めた従業員に対する秘密保持の義務化、当該個人情報を取り扱う当社の外注先に対する監視・指導の徹底、ハードウェアの整備等、ソフト面及びハード面における対策を講じることにより、個人情報等の漏洩リスクを最小限に抑え、平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めています。

その結果、平成20年2月20日付にて一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けており、平成24年2月20日付にて更新しております。

しかしながら、全てのリスクを完全に排除することは困難であり、個人情報の漏洩等のトラブルが発生する可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、損害賠償請求や信用の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は提出日現在において、提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

しかしながら、当社が提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、特許侵害その他により第三者から知的財産権に関する侵害訴訟等を提訴される可能性を完全に排除することは困難であり、かかる訴訟等を受ける可能性があります。また一方、当社が所有する知的財産権について、第三者によって侵害され、訴訟等となる可能性もあります。

かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社は提出日現在において、訴訟・紛争には関与しておりません。

しかしながら、様々な事由により、今後直接又は間接的に何らかの訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権について

当社では、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、また、優秀な人材を確保する目的で、新株予約権を発行しております。平成24年2月29日現在、新株予約権による潜在株式総数は85,500株であり、発行済株式総数7,543,800株の1.1%にあたります。当社では、今後も適宜新株予約権の発行を予定しており、発行された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらし、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

また、新株予約権の発行にかかる会計処理の変更により、今後発行する新株予約権について発行価額と時価との関係から費用計上が必要となる場合があり、かかる場合にも当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ベンチャーキャピタルによる株式所有について

平成24年2月29日現在の当社の発行済株式総数7,543,800株のうち、ベンチャーキャピタルが所有している株式数は176,300株で、その所有割合は2.3%です。

一般的にベンチャーキャピタルによる株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、今後所有する株式の全部又は一部を売却する可能性があり、かかる場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等の仕入を行うにあたり、以下の業務取引契約書を締

結しております。

| 相手方の名称 | 契約品目 | 契約内容 | 契約期間 |
|--------|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社大広 | メディア枠等の仕入 | 業務取引契約 | 平成21年4月1日より平成22年3月31日まで。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、当社又は株式会社大広いすれからも別段の意思表示がなされない場合には、自動的に同一条件にて12ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする（注）。 |

（注）当社又は株式会社大広が、著しく相手方の名誉を毀損した場合、営業活動・資産状況・支払状況が著しく悪化し、またその恐れがあると認められる相当な理由がある場合は、相手方に対して催告なしでただちに本契約を解約することができることとなっております。さらに、特殊な事由により本契約条件の解除・変更を求める場合には、その都度両社協議の上、紳士的に解決を図るものとなっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、事業年度末における資産・負債の数値及び決算期における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。これら見積りや判断には、不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は、前事業年度末と比較して279,215千円増加し11,267,258千円となりました。その主な内容は、下記のとおりであります。

流動資産

流動資産については、前事業年度末と比較して、月次売上が減少したことにより売掛金残高が511,876千円減少し3,655,893千円となった一方、現金及び預金が617,913千円増加し7,178,955千円となったこと等により、前事業年度末と比較して126,982千円増加し、10,877,479千円となりました。

固定資産

有形固定資産については、前事業年度末と比較して45,100千円増加し127,786千円となりました。無形固定資産については、51,272千円増加し79,685千円となりました。投資その他の資産については、繰延税金資産の増加等により、55,858千円増加し182,306千円となりました。結果として、固定資産は、前事業年度末と比較して152,232千円増加し、389,779千円となりました。

流動負債

流動負債については、月次の仕入額の減少により買掛金が335,458千円減少し2,531,381千円となり、法人税、住民税及び事業税の減少により未払法人税等が370,671千円減少し166,728千円となりました。結果として、流動負債は、前事業年度末と比較して624,421千円減少し2,938,773千円となりました。

固定負債

固定負債については、前事業年度末と比較して50,410千円増加し78,302千円となりました。

純資産

純資産については、当期純利益を1,147,712千円計上した一方、配当金の支払が150,507千円、自己株式の取得による支払が147,854千円発生したこと等により、前事業年度末と比較し853,225千円増加し8,250,182千円となりました。

(3) 経営成績の分析

売上高

期初に発生した東日本大震災の影響や、テレビCM市場の活況に伴い当社が見込み通りの仕入れを果たせなかたこと、商品開発の局面において的確な支援が果たせなかたこと等の理由により、売上高は減少しました。しかし、新規顧客企業に対する成長支援を積極的に行い、新規顧客企業との取引は増加しました。この結果、当事業年度の売上高は34,813,650千円（前期比7.3%減）となりました。

売上総利益

媒体選定の局面において、テレビCM市場の活況に伴い、テレビCM枠や一部テレビ番組枠価格が当社の想定を上回ったことにより、見込み通りの仕入れが果たせなかたこと等の理由により、当社の収益性が低下した結果、当事業年度の売上総利益は3,447,048千円（前期比23.8%減）となりました。主な売上原価の内容は、媒体費26,618,636千円（前期比6.7%減）、外注費4,515,740千円（前期比6.7%増）であります。

販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,467,784千円（前期比12.7%増）となりました。主な内容は、人件費787,337千円（前期比20.9%増）、地代家賃119,847千円（前期比2.1%減）、旅費及び交通費92,720千円（前期比18.1%増）、業務委託費99,647千円（前期比54.5%増）であります。

営業利益

上記の結果、当事業年度の営業利益は1,979,264千円（前期比38.6%減）となりました。

営業外収益、営業外費用

当事業年度の営業外収益は9,970千円（前期比23.9%減）、営業外費用は543千円（前期比512.1%増）となりました。営業外収益の主な内容は、受取利息7,563千円（前期比17.6%減）等であります。

経常利益

上記の結果、当事業年度の経常利益は1,988,691千円（前期比38.6%減）となりました。

特別利益、特別損失

当事業年度の特別利益は15,841千円、特別損失は41,770千円となりました。特別利益の内容は、貸倒引当金の戻入によるものであります。特別損失の主な内容は、東日本大震災の震災地域への災害義援金30,000千円と資産除去債務会計の適用に伴う影響額11,508千円等であります。

当期純利益

税引前当期純利益1,962,762千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計815,049千円を差引後、当事業年度の当期純利益は1,147,712千円（前期比39.9%減）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は121,602千円であります。

これは主に、コールセンター用交換機・サーバー・パソコン・事務機器等の購入56,391千円、ソフトウェア・会計業務システム等の購入65,211千円によるものであります。

また、パソコン等の入れ替えに伴う固定資産除却損は262千円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年2月29日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | 従業員数 (人) |
|---------------|------------------|------------|-----------------------|----------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | ソフトウェア (千円) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都港区) | 事務所設備及びOA 機器等 | 57,493 | 70,293 | 79,685 | 207,472 | 108 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. リース契約による賃借設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|---------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|----|----------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都港区) | 社内システム 開発 | 30,000 | - | 自己資金 | 未定 | 未定 | 業務全般の 生産性向上 |

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 24,000,000 |
| 計 | 24,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (平成24年2月29日) | 提出日現在発行数(株) (平成24年5月29日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 7,543,800 | 7,545,900 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 7,543,800 | 7,545,900 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれてありません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年9月25日臨時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成24年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成24年4月30日) |
|----------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 224(注)1 | 217(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 67,200(注)1,2,5 | 65,100(注)1,2,5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 174(注)3,5 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 174 資本組入額 87 (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)6 | 同左 |

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点での権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
- ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
- ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。

- 二 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点での定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、に該当する場合を除く）
ロ 死亡した場合
ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸收合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸收分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成24年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成24年4月30日) |
|----------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 18 | 18 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 5,400（注）1,4 | 5,400（注）1,4 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 174（注）2,4 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 174 資本組入額 87 (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

（注）1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。

ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

ニ 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
5. 当社が消滅会社となる吸收合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸收分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

| 区分 | 事業年度末現在 (平成24年2月29日) | 提出日の前月末現在 (平成24年4月30日) |
|----------------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 43(注)1 | 43(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,900(注)1,2,5 | 12,900(注)1,2,5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 557(注)3,5 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 557 資本組入額 278.5 (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | (注)6 | 同左 |

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。

ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。

ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。

二 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点での定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、に該当する場合を除く）

ロ 死亡した場合

ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合

二 禁固以上の刑に処せられた場合

ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減額 (株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------------------|-------------------|--------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成20年2月15日 (注)1 | 2,167,407 | 2,189,300 | - | 75,318 | - | 65,318 |
| 平成20年8月6日 (注)2 | 300,000 | 2,489,300 | 552,000 | 627,318 | 552,000 | 617,318 |
| 平成21年6月1日～ 平成21年8月31日 (注)3 | 6,500 | 2,495,800 | 2,380 | 629,698 | 2,380 | 619,698 |
| 平成21年9月1日 (注)4 | 4,991,600 | 7,487,400 | - | 629,698 | - | 619,698 |
| 平成21年9月1日～ 平成22年2月28日 (注)3 | 10,200 | 7,497,600 | 944 | 630,642 | 944 | 620,642 |
| 平成22年3月1日～ 平成23年2月28日 (注)3 | 27,900 | 7,525,500 | 3,059 | 633,702 | 3,059 | 623,702 |
| 平成23年3月1日～ 平成24年2月29日 (注)3 | 18,300 | 7,543,800 | 1,936 | 635,638 | 1,936 | 625,638 |

(注)1. 株式分割 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日付をもって、普通株式1株を100株に分割いたしました。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

| | |
|-------|-------------|
| 発行価格 | 4,000円 |
| 引受価額 | 3,680円 |
| 資本組入額 | 1,840円 |
| 払込金総額 | 1,104,000千円 |

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 株式分割 平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日付をもって、普通株式1株を3株に分割いたしました。

5. 当事業年度末後、有価証券報告書の提出日前日までに新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ182千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年2月29日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|-------|----------|--------|--------|-----|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | |
| 個人以外 | 個人 | | | | | | | |
| 株主数(人) | - | 5 | 16 | 16 | 26 | 1 | 988 | 1,052 |
| 所有株式数(単元) | - | 1,178 | 985 | 1,862 | 13,130 | 77 | 58,194 | 75,426 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 1.6 | 1.3 | 2.5 | 17.4 | 0.1 | 77.1 | 100.0 |

(注) 自己株式150,147株は、「個人その他」に1,501単元、及び「単元未満株式の状況」に47株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年2月29日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 丸田 昭雄 | 東京都大田区 | 1,643,100 | 21.78 |
| 中村 恭平 | 東京都港区 | 1,493,100 | 19.79 |
| 妹尾 熊 | 東京都港区 | 1,418,100 | 18.79 |
| プロスペクト ジャパン ファ ンド リミテッド 常任代理人 香港上海銀行東京 支店 | TRAFalGER COURT, LES BANQUES, ST. PETER PORT, GUERNSEY CHANN EL ISLANDS, U.K (東京都中央区日本橋三丁目11番1号) | 682,500 | 9.04 |
| 小杉 誠 | 群馬県高崎市 | 375,000 | 4.97 |
| グローバル・プレイン株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号 | 176,300 | 2.33 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール ディ アイエスジー エフィー - エイシー 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行 | PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号) | 135,486 | 1.79 |
| メロン バンク トリーティ クライアント オムニバス 常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部 | ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02 108 (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 124,700 | 1.65 |
| シージーエムエル - アイピービ ー カスタマー コラテラル アカウント 常任代理人 シティバンク銀行 株式会社 | CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川二丁目3番14号) | 99,500 | 1.31 |
| クレディット スイス アーゲー チューリッヒ 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行 | UETLIBERGSTRASSE 231 P.O BOX 600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号) | 86,200 | 1.14 |
| 計 | - | 6,233,986 | 82.63 |

(注) 1. 上記のほか、自己株式が150,147株あります。

2. プロスペクト・アセット・マネージメント・インクから平成24年4月12日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成24年4月5日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株式等の数(株) | 株券等の保有割合(%) |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------|------------|-------------|
| プロスペクト アセット マ ネージメント インク | 410 ATKINSON DRIVE SUITE 434 HONOLULU HI 96814 U.S.A. | 株式 928,200 | 12.30 |

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年2月29日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 150,100 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 7,392,500 | 73,925 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,200 | - | 一単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 7,543,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 73,925 | - |

【自己株式等】

平成24年2月29日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------|-------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 株式会社トライステージ | 東京都港区 芝公園2-4-1 | 150,100 | | 150,100 | 1.98 |
| 計 | - | 150,100 | - | 150,100 | 1.98 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方法によるものであります。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成18年9月25日 |
|--------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 取締役 1、従業員 23（注）1,2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 取締役 16,200、従業員 163,500（注）2,3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | 同上 |

（注）1. 付与対象者のうち、取締役 1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。

2. 提出日現在従業員10名の退職により、47,100株は失権しております。

3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成18年9月25日 |
|--------------------------|---------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 社外協力者 1（注） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 6,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | 同上 |

（注）付与対象者は平成20年3月1日付で、当社に入社し、現在は当社従業員であります。

平成19年2月23日臨時株主総会決議

| 決議年月日 | 平成19年2月23日 |
|--------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 1、従業員 7(注)1,2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 取締役 1,500、従業員 22,200(注)2,3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |
| 新株予約権の取得条項に関する事項 | 同上 |

- (注) 1. 付与対象者のうち、取締役 1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。
 2. 提出日現在従業員 3名の退職により、1,800株は失権しております。
 3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の
取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---------------------------------------------------------|---------|-------------|
| 取締役会(平成23年9月30日)での決議状況 (取得期間 平成23年10月4日～平成23年12月30日) | 150,000 | 200,000,000 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | - | - |
| 当事業年度における取得自己株式 | 150,000 | 147,854,100 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | - | 52,145,900 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | - | - |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | - | - |

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | - | - |
| 当期間における取得自己株式 | 57 | 53,238 |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの
単元未満株式の買取による株式数は含まれてありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|---------|------------|---------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 (-) | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 150,147 | - | 150,204 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満
株式の買取による株式数は含まれてありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、財務基盤の強化及び今後の持続的成長のための内部留保の充実を図りつつ、経営成績及び財務状態を勘案し、適切な利益還元策を検討し実施する必要があると考えております。

当期につきましては、財務体質及び経営基盤の強化や資本提携を含めた重点分野への投資のための内部留保の拡充を図りつつも、同時に株主の皆様へ還元ができる財務基盤及び環境が整ったと判断し、20円の配当を実施することを決定いたしました。

また、内部留保資金については、引き続き、財務体質及び経営基盤の強化、資本提携を含めた重点分野への投資等に使用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日とした会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|----------------|-----------------|
| 平成24年5月28日 定時株主総会決議 | 147,873 | 20 |

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|-------|---------|---------|----------------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成20年2月 | 平成21年2月 | 平成22年2月 | 平成23年2月 | 平成24年2月 |
| 最高(円) | - | 4,230 | 9,500 3,560 | 2,703 | 1,371 |
| 最低(円) | - | 1,450 | 3,040 2,210 | 965 | 770 |

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年8月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 印は、株式分割(平成21年9月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成23年9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成24年1月 | 2月 |
|-------|---------|-------|-------|-----|---------|-----|
| 最高(円) | 1,043 | 1,040 | 1,015 | 975 | 918 | 969 |
| 最低(円) | 968 | 972 | 885 | 840 | 876 | 903 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|--------|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| 代表取締役 | CEO | 妹尾 真 | 昭和35年9月25日生 | 昭和58年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 平成18年3月 当社設立、取締役就任 平成18年11月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CEO就任 (現任) | (注)3 | 1,418,100 |
| 代表取締役 | COO | 丸田 昭雄 | 昭和44年1月22日生 | 平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年3月 当社設立、代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役COO就任 (現任) | (注)3 | 1,643,100 |
| 取締役 | 第1営業部長 | 鈴木 雄太郎 | 昭和50年9月3日生 | 平成10年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社 平成18年4月 当社入社 平成20年5月 当社第3営業部部長 平成23年3月 当社第1営業部部長 平成24年5月 当社取締役就任 (現任) | (注)3 | 10,500 |
| 取締役 | 経営管理部長 | 野口 卓 | 昭和48年12月31日生 | 平成10年4月 株式会社ノヴァ入社 平成12年10月 株式会社デジキューブ入社 平成13年6月 株式会社ビーエムビー・ドットコム(現 株式会社サミネットワークス)入社 平成18年5月 株式会社ラムズ入社 平成19年1月 当社入社 管理部部長 平成19年8月 当社経営管理部部長 平成20年8月 公認会計士登録 平成24年5月 当社取締役就任 (現任) | (注)3 | 9,000 |
| 取締役 | - | 海老根 智仁 | 昭和42年8月30日生 | 平成3年4月 株式会社大広入社 平成11年9月 株式会社オプト入社 平成13年3月 同社代表取締役COO就任 平成18年1月 同社代表取締役CEO就任 平成18年6月 eMFORCE Inc.代表取締役会長就任 平成19年11月 当社取締役就任(現任) 平成20年3月 株式会社オプト代表取締役社長CEO就任 平成21年3月 同社取締役会長CSO就任 平成22年3月 同社取締役会長就任(現任) 平成22年3月 株式会社モブキャスト取締役就任(現任) 平成23年4月 eMFORCE Inc.取締役会長就任 (現任) | (注)3 | 300 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|----|--------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 取締役 | - | 鈴木 良治 | 昭和19年5月5日生 | 昭和42年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成元年4月 株式会社明光証券（現 SMBCフレンド証券株式会社）入社 平成10年6月 同社取締役経理部長就任 平成15年4月 同社常務取締役財務部担当就任 平成17年6月 同社常勤監査役就任 平成18年8月 当社顧問就任 平成18年9月 当社監査役就任 平成24年5月 当社取締役就任 （現任） | (注) 3 | 6,000 |
| 監査役 (常勤) | - | 安島 和夫 | 昭和23年12月13日生 | 昭和47年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年7月 JRI Europe, Ltd. （日本総研ヨーロッパ） 代表取締役社長就任 平成15年10月 株式会社ジェイス （現 株式会社日本総研情報 サービス） 常務取締役就任 平成20年6月 日本レコード・キーピング・ ネットワーク株式会社 代表取締役社長就任 平成22年6月 株式会社日本総研情報サービ ス 常務取締役就任 平成24年5月 当社監査役就任 （現任） | (注) 4 | - |
| 監査役 | - | 百合本 安彦 | 昭和31年8月4日生 | 昭和55年4月 株式会社富士銀行（現株式会 社みずほ銀行）入行 昭和62年9月 シティバンク・エヌ・エイ入 行 平成6年9月 株式会社アイ・ピー・ピー設 立、代表取締役就任 平成10年1月 グローバル・ブレイン株式会 社設立、代表取締役就任（現 任） 平成18年3月 当社監査役就任（現任） | (注) 4 | - |
| 監査役 | - | 藤井 幹晴 | 昭和36年11月27日生 | 平成8年4月 弁護士登録（第一東京弁護士 会） 平成15年5月 藤井総合法律事務所開設 平成20年5月 当社監査役就任（現任） 平成20年10月 八重洲法律事務所パートナー （現任） | (注) 4 | - |
| 計 | | | | | | 3,087,000 |

- (注) 1. 取締役海老根智仁及び鈴木良治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安島和夫、監査役百合本安彦及び監査役藤井幹晴は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年5月28日より1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成24年5月28日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の増大を経営の課題とし、その実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。取締役会、監査役監査、内部監査等の強化を通じて、経営の健全性と透明性を確保してまいります。

企業統治の体制

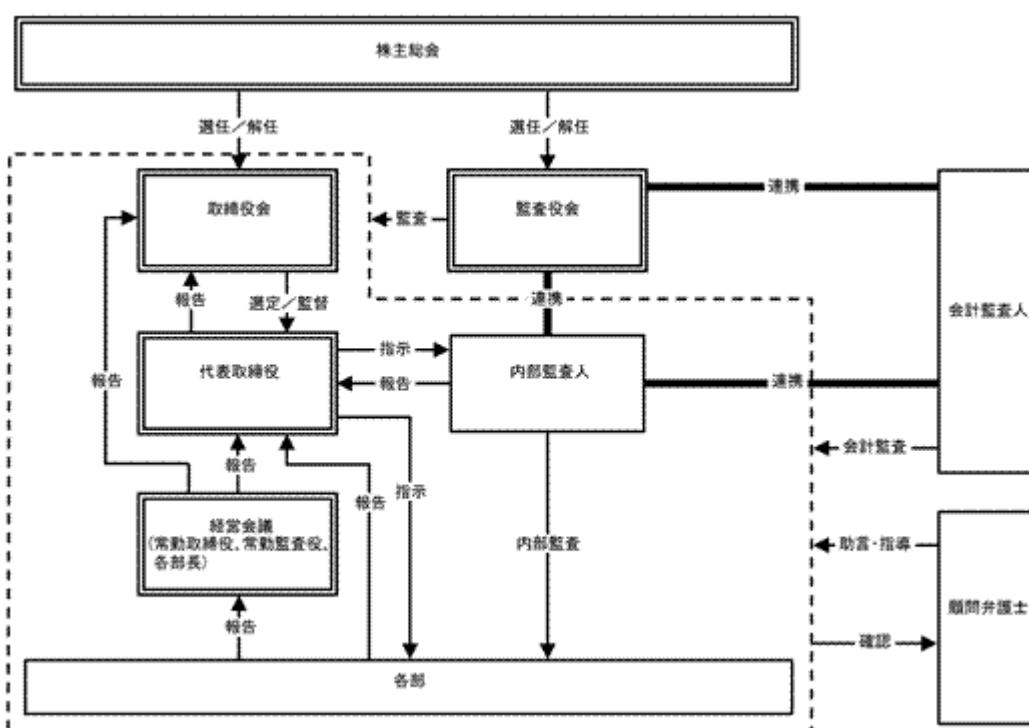
イ. 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役 6 名（うち常勤取締役 4 名）により構成されております。当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役相互間の業務執行を監視しております。また、監査役 3 名（うち常勤監査役 1 名）も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

取締役会の他、当社では、経営会議を常勤取締役、常勤監査役及び各部門長の出席のもと、定例で毎月 1 回開催しているほか、必要に応じて臨時で開催しております。各部からの報告に基づいて情報を共有し、業務の進捗状況の確認を行い、機動的な業務運営及び業務執行を行っております。

また、当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役 3 名で構成され、うち 1 名は常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程及び監査役監査計画等に基づき、取締役会及び経営会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、業務及び財産の状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



□ その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、有効な内部統制システムが、健全で継続的な成長に不可欠なものであるとの考えに基づき、有効な内部統制システムを整備・運用してまいります。

また、内部統制における基本的な枠組みとして下記の4つの目標を掲げてまいります。

1 業務の有効性及び効率性の確保

2 財務報告の信頼性の確保

3 事業活動に係わる法令等の遵守の促進

4 資産の保全

この4つの目標を業務に組み込み、下記のとおり体制の整備を行っていきます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役CEOがその精神を従業員に反復伝達します。

2. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。

3. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。

4. コンプライアンス規程により社内の不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ぼないことを確保するための処置を行っております。

5. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、経営管理部を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

現在は、監査役の職務を補助する使用者は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用者を置くこととし、その人事については、代表取締役CEOと監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用者は兼務も可能とするが、当該使用者が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとします。

(6) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用者から、重要事項の報告を受けております。また取締役及び使用者は当社の業務ならびに業績に重大な影響をおよぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会社の重要な事項についての報告を受けるとともに、定期的に取締役及び使用者とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりであります。

- 「リスク管理規程」を制定し、リスク対応に万全を期するため以下の体制を整備しております。
 - リスクに対し事前対応するために、経営管理部は、社内横断的にリスクの予防・管理を実施し、企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応します。
 - 事故等が発生したときは、直ちに経営を統括する代表取締役が対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・実施等必要な活動を行います。
 - 発生した事故等のうち官庁へ届出が必要なものについては、迅速かつ正確に所管官庁へ届出又は通知する体制を設けてあります。
- 内部監査は、内部監査計画に基づき、リスク管理を重視した内部監査を行い、現場における意識の徹底をはかることで、リスク管理体制を強化しております。
- 社内における法令違反及び諸規程違反に関して、従業員から直接、代表取締役に情報を提供する体制を整えてあります。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は法令が定める額、社外監査役は3,600千円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られています。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役が内部監査責任者として指名した経営管理部部長が営業統括室、WEBビジネス推進室、CRMビジネス推進室、国際ビジネス推進室、第1営業部、第2営業部、メディア部、メディア推進部、ソリューション推進部及び人事室の監査を実施し、代表取締役が内部監査責任者として指名した営業統括室室長が経営管理部の監査を実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は、全般的な内部統制に関する企画部門である経営管理部、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、各部門の監査結果ならびに改善点につきましては、内部監査人より代表取締役に対して報告書を提出し、当該報告に基づき代表取締役が該当部門に改善指示書を発します。

また、当社の監査役監査は、監査役会で策定された監査役監査計画等に基づいて、取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役である安島和夫は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しております。また、監査役は、経営管理部、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は下記のとおりであります。

| 公認会計士の氏名等 | | 所属する監査法人名 |
|-----------------|-------|-------------|
| 指定有限責任社員・業務執行社員 | 神山 宗武 | 新日本有限責任監査法人 |
| 指定有限責任社員・業務執行社員 | 吉田 英志 | |

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自動的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 2名

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役海老根智仁は、当社の株主（株式の所有割合0.00%）であります。株式会社オプトの取締役会長を兼務しており、当社は、株式会社オプトとの間に、当事業年度において事業上の取引関係があります。

社外取締役鈴木良治は、当社の株主（株式の所有割合0.07%）であります。鈴木氏個人とは、社外取締役及び株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役安島和夫とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役百合本安彦は、当社の大株主であるグローバル・ブレイン株式会社（株式の所有割合2.33%）の代表取締役を兼務しておりますが、百合本氏個人並びに同社とは、社外監査役又は株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役藤井幹晴とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づく客観的な視点での経営監視の役割を担っております。社外監査役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、適切な監査機能を担っております。当社の社外取締役及び社外監査役は、このような役割を担うための経験及び知見を有した者を選任しております。また、社外取締役である鈴木良治及び社外監査役である藤井幹晴は、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、経営管理部、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、経営監視及び監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|--------------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 63,063 | 63,063 | - | - | - | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | - | - | - | - | - | - |
| 社外役員 | 18,315 | 18,315 | - | - | - | 3 |

(注)社外監査役百合本安彦は無報酬のため社外役員の員数に含めておりません。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

当事業年度において、報酬等の総額が1億円以上である者はおりません。

ハ．使用者兼務役員の使用者分給与のうち重要なもの

当事業年度において、使用者兼務役員はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに に

当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

二．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得に関する要件

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

反社会的勢力との関係の排除

当社は、「Tri-Stage行動指針」及び「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との関係を排除する旨を明示し、従業員にその内容を徹底しております。さらに、「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」等を制定し、反社会的勢力に対する対応を具体的に規定しております。

また、経営管理部を反社会的勢力に対する対応部門とし、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、反社会的勢力との関係排除に対して厳格な体制をとっております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 14,200 | - | 14,200 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）及び当事業年度（平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、社外セミナーへの参加、各種専門書の定期購読し情報を収集することで、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整えております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位 : 千円)

| | 前事業年度 (平成23年2月28日) | 当事業年度 (平成24年2月29日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 6,561,041 | 7,178,955 |
| 売掛金 | 4,167,770 | 3,655,893 |
| 商品 | - | 165 |
| 前渡金 | - | 2,100 |
| 前払費用 | 12,991 | 25,602 |
| 繰延税金資産 | 87,516 | 50,181 |
| その他 | 2,509 | 30,071 |
| 貸倒引当金 | 81,332 | 65,490 |
| 流動資産合計 | 10,750,496 | 10,877,479 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 72,040 | 110,700 |
| 減価償却累計額 | 23,731 | 53,207 |
| 建物(純額) | 48,308 | 57,493 |
| 工具、器具及び備品 | 93,431 | 148,536 |
| 減価償却累計額 | 59,054 | 78,242 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 34,376 | 70,293 |
| 有形固定資産合計 | 82,685 | 127,786 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 28,413 | 79,685 |
| 無形固定資産合計 | 28,413 | 79,685 |
| 投資その他の資産 | | |
| 差入保証金 | 103,083 | 103,083 |
| 長期前払費用 | 307 | 20,023 |
| 繰延税金資産 | 23,056 | 59,199 |
| 投資その他の資産合計 | 126,447 | 182,306 |
| 固定資産合計 | 237,546 | 389,779 |
| 資産合計 | 10,988,043 | 11,267,258 |

| | 前事業年度 (平成23年2月28日) | 当事業年度 (平成24年2月29日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 2,866,839 | 2,531,381 |
| 未払金 | 113,088 | 203,861 |
| 未払費用 | 22,603 | 31,905 |
| 未払法人税等 | 537,400 | 166,728 |
| 未払消費税等 | 23,017 | - |
| 前受金 | 245 | - |
| その他 | - | 4,897 |
| 流動負債合計 | 3,563,195 | 2,938,773 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 27,891 | 38,676 |
| 資産除去債務 | - | 39,625 |
| 固定負債合計 | 27,891 | 78,302 |
| 負債合計 | 3,591,086 | 3,017,076 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 633,702 | 635,638 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 623,702 | 625,638 |
| 資本剰余金合計 | 623,702 | 625,638 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 6,139,778 | 7,136,984 |
| 利益剰余金合計 | 6,139,778 | 7,136,984 |
| 自己株式 | 226 | 148,080 |
| 株主資本合計 | 7,396,956 | 8,250,182 |
| 純資産合計 | 7,396,956 | 8,250,182 |
| 負債純資産合計 | 10,988,043 | 11,267,258 |

【損益計算書】

(単位 : 千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|-------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 売上高 | | |
| ソリューション売上高 | 37,265,262 | 34,556,111 |
| 商品売上高 | 306,800 | 257,539 |
| 売上高合計 | 37,572,063 | 34,813,650 |
| 売上原価 | | |
| ソリューション売上原価 | 32,775,702 | 31,134,377 |
| 商品売上原価 | 270,014 | 232,224 |
| 売上原価合計 | 33,045,717 | 31,366,601 |
| 売上総利益 | 4,526,345 | 3,447,048 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 86,865 | 81,378 |
| 給料及び手当 | 473,060 | 560,420 |
| 賞与 | 89,630 | 116,680 |
| 退職給付費用 | 10,940 | 12,613 |
| 法定福利費 | 77,461 | 97,622 |
| 旅費及び交通費 | 78,494 | 92,720 |
| 業務委託費 | 64,500 | 99,647 |
| 地代家賃 | 122,450 | 119,847 |
| 減価償却費 | 41,948 | 50,833 |
| 貸倒引当金繰入額 | 30,699 | - |
| その他 | 226,178 | 236,019 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 1,302,227 | 1,467,784 |
| 営業利益 | 3,224,118 | 1,979,264 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 9,181 | 7,563 |
| 助成金収入 | 3,850 | 2,400 |
| その他 | 74 | 6 |
| 営業外収益合計 | 13,106 | 9,970 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 25 | 25 |
| 自己株式取得費用 | - | 517 |
| 為替差損 | 63 | - |
| その他 | - | 0 |
| 営業外費用合計 | 88 | 543 |
| 経常利益 | 3,237,135 | 1,988,691 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | - | 15,841 |
| 特別利益合計 | - | 15,841 |

| | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 357 | 262 |
| 災害義援金 | - | 30,000 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 11,508 |
| 特別損失合計 | 357 | 41,770 |
| 税引前当期純利益 | 3,236,778 | 1,962,762 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,303,006 | 813,857 |
| 法人税等調整額 | 24,963 | 1,191 |
| 法人税等合計 | 1,327,969 | 815,049 |
| 当期純利益 | 1,908,808 | 1,147,712 |

【売上原価明細書】

1. ソリューション売上原価

| | | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | |
|-------------|----------|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 媒体費 | | 28,542,322 | 87.1 | 26,618,636 | 85.5 |
| 外注費 | | 4,233,380 | 12.9 | 4,515,740 | 14.5 |
| ソリューション売上原価 | | 32,775,702 | 100.0 | 31,134,377 | 100.0 |

(注) 1. 媒体費は、テレビ番組放送枠やテレビCM枠、各種インターネットメディア、ラジオ、雑誌等のメディア枠から構成されております。

2. 外注費は、表現制作物の制作、コールセンター業務の委託、その他ソリューションの外注等から構成されております。

2. 商品売上原価

| | | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | |
|----------|----------|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 期首商品たな卸高 | | - | - | - | - |
| 当期商品仕入高 | | 270,014 | 100.0 | 232,389 | 100.0 |
| 合計 | | 270,014 | 100.0 | 232,389 | 100.0 |
| 期末商品たな卸高 | | - | - | 165 | - |
| 商品売上原価 | | 270,014 | | 232,224 | |

【株主資本等変動計算書】

(単位 : 千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 630,642 | 633,702 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 3,059 | 1,936 |
| 当期変動額合計 | 3,059 | 1,936 |
| 当期末残高 | 633,702 | 635,638 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 620,642 | 623,702 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 3,059 | 1,936 |
| 当期変動額合計 | 3,059 | 1,936 |
| 当期末残高 | 623,702 | 625,638 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 620,642 | 623,702 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 3,059 | 1,936 |
| 当期変動額合計 | 3,059 | 1,936 |
| 当期末残高 | 623,702 | 625,638 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 4,230,970 | 6,139,778 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | - | 150,507 |
| 当期純利益 | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 当期変動額合計 | 1,908,808 | 997,205 |
| 当期末残高 | 6,139,778 | 7,136,984 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 4,230,970 | 6,139,778 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | - | 150,507 |
| 当期純利益 | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 当期変動額合計 | 1,908,808 | 997,205 |
| 当期末残高 | 6,139,778 | 7,136,984 |
| 自己株式 | | |
| 前期末残高 | 77 | 226 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 148 | 147,854 |

| | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期変動額合計 | 148 | 147,854 |
| 当期末残高 | 226 | 148,080 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 5,482,178 | 7,396,956 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 6,118 | 3,873 |
| 剰余金の配当 | - | 150,507 |
| 当期純利益 | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 自己株式の取得 | 148 | 147,854 |
| 当期変動額合計 | 1,914,778 | 853,225 |
| 当期末残高 | 7,396,956 | 8,250,182 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 5,482,178 | 7,396,956 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 6,118 | 3,873 |
| 剰余金の配当 | - | 150,507 |
| 当期純利益 | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 自己株式の取得 | 148 | 147,854 |
| 当期変動額合計 | 1,914,778 | 853,225 |
| 当期末残高 | 7,396,956 | 8,250,182 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 3,236,778 | 1,962,762 |
| 減価償却費 | 41,948 | 50,833 |
| 固定資産除却損 | 357 | 262 |
| 貸倒引当金の増減額(　は減少) | 30,699 | 15,841 |
| 役員賞与引当金の増減額(　は減少) | 57,150 | - |
| 退職給付引当金の増減額(　は減少) | 8,945 | 10,785 |
| 受取利息 | 9,181 | 7,563 |
| 支払利息 | 25 | 25 |
| 災害義援金 | - | 30,000 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 11,508 |
| 売上債権の増減額(　は増加) | 231,642 | 511,876 |
| たな卸資産の増減額(　は増加) | - | 165 |
| 仕入債務の増減額(　は減少) | 305,684 | 335,458 |
| 未払金の増減額(　は減少) | 71,137 | 38,139 |
| 未払消費税等の増減額(　は減少) | 83,394 | 23,017 |
| その他 | 11,706 | 39,925 |
| 小計 | 3,160,226 | 2,194,221 |
| 利息の受取額 | 9,133 | 7,461 |
| 利息の支払額 | 25 | 25 |
| 災害義援金の支払額 | - | 30,000 |
| 法人税等の支払額 | 1,873,382 | 1,190,752 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,295,952 | 980,904 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 75,471 | 18,357 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 6,000 | 50,611 |
| 定期預金の純増減額(　は増加) | 3,400,000 | 700,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 3,481,471 | 768,969 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 株式の発行による収入 | 6,118 | 3,873 |
| 自己株式の取得による支出 | 148 | 147,854 |
| 配当金の支払額 | - | 150,040 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 5,969 | 294,021 |
| 現金及び現金同等物の増減額(　は減少) | 2,179,549 | 82,086 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,290,590 | 1,111,041 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,111,041 | 1,028,955 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 商品 月次総平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく簿 価切下げの方法) | 商品 同左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3~18年 工具、器具及び備品 : 3~15年 (2)無形固定資産 自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法によっております。 | (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左 |
| 3. 引当金の計上基準 | (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるために、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。 | (1)貸倒引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 |
| 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。 | 同左 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 |

【会計処理方法の変更】

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| - | <p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ10,346千円減少し、税引前当期純利益は21,855千円減少しております。</p> |

【表示方法の変更】

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| - | - |

【追加情報】

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| - | - |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成23年2月28日) | 当事業年度 (平成24年2月29日) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 | 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 |
| 当座貸越契約極度額 1,500,000千円 | 当座貸越契約極度額 1,500,000千円 |
| 借入実行額 - 千円 | 借入実行額 - 千円 |
| 差引額 1,500,000千円 | 差引額 1,500,000千円 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | | | | | | |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|--------|------|---|-------|
| - | <p>固定資産除去損の内容は、次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>178千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>84千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>262千円</td> </tr> </table> | 工具、器具及び備品 | 178千円 | ソフトウェア | 84千円 | 計 | 262千円 |
| 工具、器具及び備品 | 178千円 | | | | | | |
| ソフトウェア | 84千円 | | | | | | |
| 計 | 262千円 | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|----------|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 7,497,600 | 27,900 | | 7,525,500 |
| 合計 | 7,497,600 | 27,900 | | 7,525,500 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2 | 72 | 75 | | 147 |
| 合計 | 72 | 75 | - | 147 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加27,900株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加75株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権は、すべてストック・オプション等として無償で付与されているため、記載を省略しております。

3 配当に関する事項

(1) 配当支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|------------|------------|
| 平成23年5月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 150,507 | 利益剰余金 | 20 | 平成23年2月28日 | 平成23年5月25日 |

当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|----------|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 7,525,500 | 18,300 | | 7,543,800 |
| 合計 | 7,525,500 | 18,300 | | 7,543,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2 | 147 | 150,000 | | 150,147 |
| 合計 | 147 | 150,000 | | 150,147 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加18,300株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加150,000株は、取締役会決議による自己株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権は、すべてストック・オプション等として無償で付与されているため、記載を省略しております。

3 配当に関する事項

(1) 配当支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年5月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 150,507 | 20 | 平成23年2月28日 | 平成23年5月25日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 147,873 | 利益剰余金 | 20 | 平成24年2月29日 | 平成24年5月29日 |

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 6,561,041千円 預入期間が3ヶ月を超える 5,450,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 1,111,041千円 | 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金 7,178,955千円 預入期間が3ヶ月を超える 6,150,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 1,028,955千円 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当社は、リース取引がありませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、原則として資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、営業保証金と敷金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、新規取引先の信用調査等を行っており、また、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務については、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 6,561,041 | 6,561,041 | - |
| (2) 売掛金 | 4,167,770 | | |
| 貸倒引当金 | 81,332 | | |
| | 4,086,438 | 4,086,438 | - |
| (3) 差入保証金 | 103,083 | 102,051 | 1,032 |
| 資産計 | 10,750,563 | 10,749,530 | 1,032 |
| (4) 買掛金 | 2,866,839 | 2,866,839 | - |
| (5) 未払金 | 113,088 | 113,088 | - |
| (6) 未払法人税等 | 537,400 | 537,400 | - |
| 負債計 | 3,517,328 | 3,517,328 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(3) 差入保証金

これらの時価について、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 6,561,041 | - | - | - |
| 売掛金 | 4,110,959 | 56,811 | - | - |
| 差入保証金 | 40,000 | 63,083 | - | - |
| 合計 | 10,712,000 | 119,894 | - | - |

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、原則として資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、営業保証金と敷金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、新規取引先の信用調査等を行っており、また、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務については、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 7,178,955 | 7,178,955 | - |
| (2) 売掛金 貸倒引当金 | 3,655,893 | 3,590,403 | - |
| | 65,490 | | |
| (3) 差入保証金 | 103,083 | 100,171 | 2,911 |
| 資産計 | 10,872,442 | 10,869,530 | 2,911 |
| (4) 買掛金 | 2,531,381 | 2,531,381 | - |
| (5) 未払金 | 203,861 | 203,861 | - |
| (6) 未払法人税等 | 166,728 | 166,728 | - |
| 負債計 | 2,901,971 | 2,901,971 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(3) 差入保証金

これらの時価について、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 7,178,955 | - | - | - |
| 売掛金 | 3,611,975 | 43,918 | - | - |
| 差入保証金 | 40,000 | - | 63,083 | - |
| 合計 | 10,830,930 | 43,918 | 63,083 | - |

(有価証券関係)

| 前事業年度 (平成23年 2月28日) | 当事業年度 (平成24年 2月29日) |
|---------------------------------|--------------------------|
| 当社は、有価証券を保有していませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

(デリバティブ取引関係)

| 前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日) |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を利用していませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

(退職給付関係)

| 前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日) | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|---------|----------|
| 1 . 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。 | 1 . 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。 | | | | | | | | |
| 2 . 退職給付債務に関する事項 (平成23年 2月28日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>27,891千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>27,891千円</td> </tr> </table> (注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。 | 退職給付債務 | 27,891千円 | 退職給付引当金 | 27,891千円 | 2 . 退職給付債務に関する事項 (平成24年 2月29日現在) <table> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>38,676千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>38,676千円</td> </tr> </table> (注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。 | 退職給付債務 | 38,676千円 | 退職給付引当金 | 38,676千円 |
| 退職給付債務 | 27,891千円 | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 27,891千円 | | | | | | | | |
| 退職給付債務 | 38,676千円 | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | 38,676千円 | | | | | | | | |
| 3 . 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>10,940千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>10,940千円</td> </tr> </table> | 勤務費用 | 10,940千円 | 退職給付費用 | 10,940千円 | 3 . 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>12,613千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>12,613千円</td> </tr> </table> | 勤務費用 | 12,613千円 | 退職給付費用 | 12,613千円 |
| 勤務費用 | 10,940千円 | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 10,940千円 | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 12,613千円 | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | 12,613千円 | | | | | | | | |
| 4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載していません。 | 4 . 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載していません。 | | | | | | | | |

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

1 ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2 ストック・オプション等の内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社従業員 23名 | 社外協力者 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 7名 |
| ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注) 1 | 普通株式 179,700株 | 普通株式 6,900株 | 普通株式 23,700株 |
| 付与日 | 平成18年9月29日 | 平成18年9月29日 | 平成19年2月28日 |
| 権利確定条件 (注) 2 | 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。 | 新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人である場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき(以下「業務委託契約の解除等」という)、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人である場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。 | 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。 |
| 対象勤務期間 (注) 2 | 自平成18年9月29日 至平成21年8月7日 | 自平成18年9月29日 至平成21年8月7日 | 自平成19年2月28日 至平成21年8月7日 |

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利行使期間 | <p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。 ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。</p> | <p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。 ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。</p> | <p>平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。 ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。</p> |

（注）1. 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当事業年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3 ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年2月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

| | | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|---------|-----|----------|----------|----------|
| 権利確定前 | (株) | | | |
| 前事業年度末残 | | 112,500 | 5,400 | 18,300 |
| 付与 | | - | - | - |
| 失効 | | 13,800 | - | 1,500 |
| 権利確定 | | 34,200 | 1,800 | 5,400 |
| 未確定残 | | 64,500 | 3,600 | 11,400 |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前事業年度末残 | | 15,000 | - | 1,200 |
| 権利確定 | | 34,200 | 1,800 | 5,400 |
| 権利行使 | | 24,600 | - | 3,300 |
| 失効 | | - | - | - |
| 未行使残 | | 24,600 | 1,800 | 3,300 |

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格（円）（注） | 174 | 174 | 557 |
| 権利行使時平均株価（円） | 1,804 | - | 1,900 |
| 公正な評価単価（付与日）（円） | - | - | - |

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は、株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

5 ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 109,248千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 44,538千円

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

1 ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2 ストック・オプション等の内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社従業員 23名 | 社外協力者 1名 | 当社取締役 1名 当社従業員 7名 |
| ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注) 1 | 普通株式 179,700株 | 普通株式 6,900株 | 普通株式 23,700株 |
| 付与日 | 平成18年9月29日 | 平成18年9月29日 | 平成19年2月28日 |
| 権利確定条件 (注) 2 | 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。 | 新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人である場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人である場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。 | 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。 |
| 対象勤務期間 (注) 2 | 自平成18年9月29日 至平成21年8月7日 | 自平成18年9月29日 至平成21年8月7日 | 自平成19年2月28日 至平成21年8月7日 |

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利行使期間 | <p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。 ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。</p> | <p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。 ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。</p> | <p>平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。 ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。</p> |

（注）1. 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当事業年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3 ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年2月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

| | | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|---------|-----|----------|----------|----------|
| 権利確定前 | (株) | | | |
| 前事業年度末残 | | 64,500 | 3,600 | 11,400 |
| 付与 | | - | - | - |
| 失効 | | 5,400 | - | - |
| 権利確定 | | 29,100 | 1,800 | 5,100 |
| 未確定残 | | 30,000 | 1,800 | 6,300 |
| 権利確定後 | (株) | | | |
| 前事業年度末残 | | 24,600 | 1,800 | 3,300 |
| 権利確定 | | 29,100 | 1,800 | 5,100 |
| 権利行使 | | 16,500 | - | 1,800 |
| 失効 | | - | - | - |
| 未行使残 | | 37,200 | 3,600 | 6,600 |

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格（円）（注） | 174 | 174 | 557 |
| 権利行使時平均株価（円） | 979 | - | 902 |
| 公正な評価単価（付与日）（円） | - | - | - |

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は、株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

5 ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 60,552千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 13,909千円

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成23年2月28日) | 当事業年度 (平成24年2月29日) |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産（流動） | 繰延税金資産（流動） |
| 未払事業税否認 40,755千円 | 未払事業税否認 13,298千円 |
| 貸倒引当金 33,094千円 | 貸倒引当金 26,648千円 |
| その他 13,666千円 | その他 10,234千円 |
| 計 87,516千円 | 計 50,181千円 |
| 繰延税金資産（固定） | 繰延税金資産（固定） |
| 退職給付引当金 11,348千円 | 退職給付引当金 13,784千円 |
| 研究開発費否認 11,707千円 | 減価償却費超過額 38,106千円 |
| 計 23,056千円 | 資産除去債務 14,122千円 |
| 繰延税金資産の純額 110,572千円 | 計 66,013千円 |
| | 繰延税金資産計 116,194千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳 |
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。 | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。 |
| | 3. 決算日後の法人税の税率等の変更 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年3月1日以降に開始する事業年度から平成27年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異においては38.01%に、平成28年3月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。なお、この変更による影響は軽微であります。 |

(企業結合等関係)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(持分法損益等)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。 | 同左 |

(資産除去債務関係)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| - | 重要性が乏しいため、注記を省略しております。 |

(賃貸等不動産関係)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(追加情報)

当事業年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

当社は、ダイレクトマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の氏名又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------------|-------------|------------------|
| キューサイ株式会社 | 6,658,036千円 | ダイレクトマーケティング支援事業 |
| 株式会社テレピショッピング研究所 | 4,906,009千円 | ダイレクトマーケティング支援事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) | |
|-----------------------------------------|---------|-----------------------------------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額 | 982円94銭 | 1 株当たり純資産額 | 1,115円85銭 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 254円10銭 | 1 株当たり当期純利益金額 | 153円27銭 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり | 250円43銭 | 潜在株式調整後 1 株当たり | 151円70銭 |
| 当期純利益金額 | | 当期純利益金額 | |

(注) 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,908,808 | 1,147,712 |
| 期中平均株式数(株) | 7,512,045 | 7,488,045 |
| | | |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 110,026 | 77,439 |
| (うち新株予約権(株)) | (110,026) | (77,439) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなか った潜在株式の概要 | - | - |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) | 当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | <p>(出資および業務提携について)</p> <p>当社は平成24年5月28日開催の取締役会において、インド共和国(以下「インド」)のテレビショッピングチャンネル運営会社である、Hotbrands India Private Limited(以下「Hotbrands社」)への出資およびHotbrands社との業務提携に向け、具体的な条件の協議を進めることについて基本趣意書(Letter of Intent)の締結を決議いたしました。</p> <p>1. 出資および業務提携の目的</p> <p>わが国のダイレクトマーケティング市場の伸長率は鈍化傾向となっている一方、アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げてあり、今後も高い成長が期待されております。このような状況を鑑み、当社は海外マーケットへの進出を中期的な成長戦略として位置付け、さらなる業容拡大を図っております。このたび、Hotbrands社と提携することにより、現在成長著しいインドマーケットへの進出を果たすとともに、当社の有するスキルとノウハウがHotbrands社およびインドにおけるテレビショッピング市場の拡大と発展に大いに寄与できると考えたため、本出資および業務提携を協議することいたしました。</p> <p>2. 出資・業務提携する会社の名称、事業内容及び規模</p> <p>(1) 商号 : Hotbrands India Private Limited (2) 資本金 : 0.1百万ルピー (3) 事業内容 : テレビショッピングチャンネルの運営、番組制作等 (4) 設立年月日 : 2005年11月10日 (5) 本店所在地 : B-401, Lotus Building, Hiranandani Garden, Powai, Mumbai-400076, Maharashtra, India (5) 代表者 : Director Hitesh Israni</p> <p>3. 株式取得の時期、取得価額、持分比率</p> <p>当社は、取得内容の詳細が決定し次第、新株発行の方により400百万ルピー(約680百万円)で、Hotbrands社の株式を26.4%取得することを協議しております。また、今後3年間でさらに630百万ルピー(約1,071百万円)で49%まで増資可能なオプションを取得することを協議しております。</p> <p>取得内容の詳細については、今後協議の上決定いたします。</p> |

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 72,040 | 38,660 | - | 110,700 | 53,207 | 16,682 | 57,493 |
| 工具、器具及び備品 | 93,431 | 56,391 | 1,286 | 148,536 | 78,242 | 20,296 | 70,293 |
| 有形固定資産計 | 165,471 | 95,051 | 1,286 | 259,237 | 131,450 | 36,979 | 127,786 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 45,006 | 65,211 | 837 | 109,380 | 29,694 | 13,854 | 79,685 |
| 無形固定資産計 | 45,006 | 65,211 | 837 | 109,380 | 29,694 | 13,854 | 79,685 |
| 長期前払費用 | 899 | 25,435 | - | 26,335 | 809 | 501 | 25,525 |
| 繰延資産 | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 長期前払費用の「差引当期末残高」の金額の内5,501千円は、1年以内に費用化されるものであるため、流動資産の前払費用に含めてあります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 81,332 | 21,572 | - | 37,414 | 65,490 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによる戻入額24,521千円、債権回収による取崩額12,892千円であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 預金 | |
| 普通預金 | 1,028,955 |
| 定期預金 | 6,150,000 |
| 合計 | 7,178,955 |

ロ. 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|------------------|-----------|
| キューサイ株式会社 | 745,609 |
| ヤーマン株式会社 | 529,146 |
| 株式会社テレビショッピング研究所 | 393,200 |
| 森永製菓株式会社 | 231,180 |
| 株式会社エスプリライン | 217,718 |
| その他 | 1,539,038 |
| 合計 | 3,655,893 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 (千円) (A) | 当期発生高 (千円) (B) | 当期回収高 (千円) (C) | 次期繰越高 (千円) (D) | 回収率(%) (C) (A) + (B) × 100 | 滞留期間(日) (A) + (D) 2 (B) 366 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 4,167,770 | 36,554,149 | 37,066,026 | 3,655,893 | 90.0 | 39.1 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八. 商品

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 頭髪用化粧品 | 165 |
| 合計 | 165 |

流動負債

イ. 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------|-----------|
| 株式会社大広 | 1,247,839 |
| 株式会社電通 | 263,911 |
| 株式会社三広 | 167,633 |
| 株式会社大広九州 | 108,358 |
| 株式会社ツーウェイシステム | 82,054 |
| その他 | 661,584 |
| 合計 | 2,531,381 |

ロ. 未払法人税等

| 区分 | 金額(千円) |
|-----|---------|
| 法人税 | 110,154 |
| 住民税 | 23,891 |
| 事業税 | 32,682 |
| 合計 | 166,728 |

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

| | 第1四半期 自平成23年3月1日 至平成23年5月31日 | 第2四半期 自平成23年6月1日 至平成23年8月31日 | 第3四半期 自平成23年9月1日 至平成23年11月30日 | 第4四半期 自平成23年12月1日 至平成24年2月29日 |
|----------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売上高(千円) | 9,381,230 | 8,966,685 | 8,166,517 | 8,299,217 |
| 税引前四半期純利益金額 (千円) | 556,104 | 598,721 | 472,378 | 335,557 |
| 四半期純利益金額(千円) | 327,239 | 352,719 | 277,430 | 190,324 |
| 1株当たり四半期純利益 金額(円) | 43.47 | 46.85 | 36.99 | 25.74 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度 | 3月1日から2月末日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後の翌日から3ヶ月以内 |
| 基準日 | 2月末日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 8月31日 2月末日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 株主名簿管理人 | |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tri-stage.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日） 平成23年5月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年5月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期（自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日） 平成23年7月14日関東財務局長に提出。

第6期第2四半期（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日） 平成23年10月13日関東財務局長に提出。

第6期第3四半期（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日） 平成24年1月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成23年5月27日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5)自己株式買付状況報告書

報告期間（自 平成23年9月30日 至 平成23年9月30日） 平成23年10月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成23年10月1日 至 平成23年10月31日） 平成23年11月15日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成23年11月1日 至 平成23年11月30日） 平成23年12月15日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成23年12月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年1月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年5月24日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージの平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライステージの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トライステージが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年5月28日

株式会社トライステージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージの平成24年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年5月28日開催の取締役会において、Hotbrands India Private Limitedへの出資および同社との業務提携に向け、具体的な条件の協議を進めることについて基本趣意書の締結を決議した。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライステージの平成24年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トライステージが平成24年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。